

第2次米沢市男女共同参画基本計画 過去5年間の施策実施状況

第2次米沢市男女共同参画基本計画の改定にあたり、前期期間（平成29年度から令和3年度）の事業実施状況調査を行った。

事業実施状況調査では、「基本目標」・「基本方針」及び「主な施策」に設定されている「具体的な取組」ごとに、自己評価した実施状況及び目標達成度、今後の課題・改善点及び後期5年間の取組方針をとりまとめた。

実施状況及び目標達成度について

全体の実施率は、実施した（◎）が75%、一部実施した（△）は、23%、実施できなかった（×）は2%であった。全体の目標達成度としては、達成できた（◎）が62%、概ね達成できた（△）が35%、目標に及んでいない（×）が3%となっている。基本目標ごとにみると、「基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の意識づくり」及び「基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制づくり」については、実施状況・目標達成度共に高かった。「基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画を推進するまちづくり」の実施状況及び目標達成度は共に低くなっている。また、「基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画を推進するまちづくり」については、実施状況は85%が実施した（◎）と良好であったが、目標達成度については、達成（◎）が55%となっていることから、実施したものの、目標の達成につながらない状況が分かるため、取組内容を見直し、拡充していくことが必要である。

		基本目標		基本目標		基本目標		基本目標		計	
		Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ			
		実施	目標	実施	目標	実施	目標	実施	目標	実施	目標
		状況	達成度	状況	達成度	状況	達成度	状況	達成度	状況	達成度
実施した(◎)	達成できた(◎)	12	12	29	27	34	22	5	5	80	66
		75%	75%	67%	63%	85%	55%	71%	71%	75%	62%
一部実施した(△)	概ね達成できた(△)	3	3	13	14	6	18	2	2	24	37
		19%	19%	30%	33%	15%	45%	29%	29%	23%	35%
実施できなかった(×)	目標に及んでいない(×)	1	1	1	2	0	0	0	0	2	3
		6%	6%	2%	5%	0%	0%	0%	0%	2%	3%
合計	合計	16	16	43	43	40	40	7	7	106	106

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

基本方針1 男女が互いの人権を尊重し男女共同参画の意識を確立します

主な施策Ⅰ-Ⅰ-(1)性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し

○実施結果の概要：市民の意識改革の啓発に関する取組は予定どおり実施出来たが、そのことを確認する意識調査を行えていないため、令和4年度に職員アンケートを実施する。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直しを図るための意識改革の啓発を行います。	地域振興課 社会教育文化課	◎	【地域振興課】 ・川柳を公募し、男女共同参画を啓発(H29～R1) ・企業を成長に導く女性活躍推進セミナー(R2) ・結婚新生活支援セミナー(R3) 【社会教育文化課】 ・赤ちゃんと遊ぼう出前講座(H30、R1) ・広報よねざわへの家庭教育特集の掲載(H29、R3)	◎	時代の変化に合わせて国や県の指導内容を加味して事業の見直しを行い、男女共同参画の啓発につながる事業を行った。(R2、R3は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一部事業を中止)	従来の市報やHPだけでなく、より効果的な広報・啓発の方法について検討する必要がある。	男女共同参画週間等にあわせて広報・啓発活動をより効果的に行うとともに、講演会・講座等の開催を推進する。
② 人権や男女共同参画に関する実態・意識調査を実施し、公表していきます。	地域振興課	×	人権や男女共同参画に関する実態・意識調査	×	調査を実施できなかった。	ここ5年間程意識調査を実施していなかったため、新たに実態・意識調査の実施が必要である。	米沢市男女共同参画基本計画の改定にあわせて、令和4年度中に職員アンケートの実施を行い、その結果を公表する。

主な施策Ⅰ-Ⅰ-(2)人権尊重と男女共同参画意識の高揚と体制づくり

○実施結果の概要：市民向けとして広報やホームページ及び国・県と連携した取組や啓発を実施できたほか、研修会を通じた意識の高揚やSNS等での情報発信でも配慮して実施することができた。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 市の広報やホームページ等で人権尊重・男女共同参画意識を高める広報・啓発を行います。	総務課 地域振興課	◎	市の広報等様々なメディアを活用し、市民に周知を行った。	◎	人権尊重・男女共同参画関連の記事を掲載したことで、啓発につながった。	従来の市報やHPだけでなく、より効果的な広報・啓発の方法について検討する必要がある。	男女共同参画週間等にあわせて広報・啓発活動をより効果的に行うとともに、講演会・講座等の開催を推進する。
② 市が作成する公的な印刷物、ウェブサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への掲載等の表現は、人権尊重と男女共同参画の視点に立って十分配慮します。	各課	◎	市の広報・SNSに掲載する記事、各種パンフレット等の表現等について、人権と男女平等の視点に立ち十分配慮する。	◎	人権と男女平等の視点に立った表現に十分配慮できた。	常に情報を収集し、社会情勢に合わせてよりよい表現等を研究していく必要がある。	人権と男女平等の視点から、ふさわしい表現、文字を使用し、市民並びに観光客に不快感を与えないよう引き続き配慮していく。また、新たな考え方を考慮して印刷物等を発行していく。

	総務課	◎	山形地方法務局米沢支局、米沢人権擁護委員協議会米沢市部会の委員と連携し、人権に関する広報啓発活動を展開していく。	◎	人権に関する広報啓発活動を行うことができた。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、一部活動を自粛した。	新型コロナウイルスの影響で一部自粛した活動について、再開が可能なかどうかを含め、情勢に合わせた実施方法を検討しながら周知啓発活動を行っていく。	山形地方法務局米沢支局、米沢人権擁護委員協議会米沢市部会の委員と連携し、人権に関する広報啓発活動を展開し、人権意識の普及と高揚を図る。
④「男女共同参画週間」、「人権週間」などの機会に国・県と連動し広報・啓発活動を行います。	総務課 地域振興課	◎	【総務課】 山形地方法務局米沢支局と連携し、人権に関する広報啓発活動を展開する。 【地域振興課】 内閣府の男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画に関するパネル展を実施した。また、市報及びホームページにおいて、男女共同参画週間についての記事を掲載した。	◎	【総務課】 人権に関する広報啓発活動を行うことができた。 【地域振興課】 展示等を通して、男女共同参画について関心を持ってもらうとともに、相談窓口の周知を図ることができた。なお、R2、R3は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、市内女性団体等と協働での啓発活動を行うことができなかった。	新型コロナウイルスの影響で一部自粛した活動について、情勢に合わせた実施方法を検討していく。	今後も啓発活動を進めていく。
	秘書広報課 子ども家庭課 高齢福祉課	◎	【秘書広報課】 ・広報よねざわ「無料相談」コーナーに、人権侵害等に関する相談窓口を掲載した。 ・相談対応する職員による連絡会議を実施した。 【子ども家庭課】 ポスターの掲示及びパンフレットの窓口配布を行った。 【高齢福祉課】 ・高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用について、広報等で周知し、相談窓口をPRした。 ・成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要がある場合には老人福祉法に基づき成年後見制度の市長申立てを行った。また、被後見人等が、成年後見人等に対する報酬を経済的な理由から負担できない場合に、報酬に係る費用を助成した。	◎	【秘書広報課】 担当者会議を行うことにより相談担当者間の情報の共有化を図ることができた。 【子ども家庭課】 DV防止法や相談窓口（男性ほっとライン、法テラス含む）を周知し、人権意識の高揚を図ることができた。 【高齢福祉課】 ・高齢者虐待防止の対応において、平成29年度は関係課や機関との連携体制の構築が途上であったが、その後ケース対応や研修会等の機会を通じて連携強化が図られている。また、虐待を受けた高齢者に迅速な対応を図るため、早急にコアメンバー会議を実施し、対応できた。 ・置賜成年後見センターの設置に向け設立準備協議会を立ち上げ、視察や研修を行いながら、令和4年4月設置の準備を進めることができた。	【秘書広報課、子ども家庭課】 人権に関する相談窓口については認知度が低いため周知を行っていく必要がある。 【高齢福祉課】 令和4年度から置賜成年後見センターが設置され、成年後見制度の利用が促進されることにより、成年後見制度利用支援事業の申請件数や権利擁護支援に係る相談等が増加することが想定される。必要な支援を提供できる体制整備が必要である。	【秘書広報課】 庁内の横の連携を図ることにより、円滑で効果的な相談対応を実現する。 【子ども家庭課】 引き続き、DV法の周知を図るため、ポスターの掲示及びパンフレットの窓口配布を行う。 【高齢福祉課】 令和4年度から高齢福祉課高齢者福祉担当に高齢者虐待防止相談員として社会福祉士を配置。福祉の専門性に基づいた相談対応や必要な制度やサービスの利用促進を図る。

⑥ 担当職員が人権に配慮した対応ができるように研修機会等の確保や情報提供を行います。	総務課 地域振興課	◎	【総務課】 ハラスメント対策に関する研修を実施した。 【地域振興課】 各種研修会の案内について、担当課に情報提供を行った。	◎	【総務課】 職員の人権意識の高揚を図ることができた。 【地域振興課】 担当者が研修の機会を持てるよう、県が主催する研修会情報を提供した。	【総務課】 ハラスメントが人権リスクであることを理解するとともに、職場におけるメンタルヘルスとも繋がりが深いことについても理解を促していく必要がある。 【地域振興課】 コロナ渦においても、オンライン等を活用するなど、研修の機会を確保することが必要である。	【総務課】 研修対象者を職位ごとに分けながら全職員に対して研修を実施するとともに、内容も各職位に応じたものとしていく。 【地域振興課】 今後も、継続して研修機会の確保に努める。
--	--------------	---	---	---	--	---	--

基本方針２ 人権尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します

主な施策 I-2-(3)人権尊重と男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

○実施結果の概要：各種教育（性別にとらわれず能力を伸ばす教育・性別や障がいの有無にとらわれず協力し合う教育・正しい性の知識を学ぶ教育・生命や人権を尊重する教育）は予定どおり実施できたが、キャリア教育は新型コロナウイルス感染拡大により、オンラインを活用するなど手法を変えて取り組んだ。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間（R4～R8）の取組方針
① 性別にとらわれずに、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を充実します。	学校教育課	◎	・さんさんプランの少人数学級指導を生かし、個に応じた指導の充実を図った。 ・一人一人の見取りを大切にした授業作りについて、学校訪問を活用し、指導した。	◎	すべての小・中学校において、個に応じた指導・支援に積極的に取り組むことができた。	性別にとらわれることなく、一人ひとりに個別最適な学習が提供できるように学校訪問等で指導する。	個別最適な学習を実現する。
② 性別や障がいの有無にとらわれずに、互いに協力し助け合う、思いやりのこころを育む教育を充実します。	学校教育課	◎	・すべての小中学校で、アセスやSEL（社会性と情動の学習）を実施した。 ・学校訪問の際に、互いに認め合って生活できるような方策がとられているかを確認するとともに、啓発した。	◎	学級経営や授業改善に生かすことができた。また、道徳を中心とした教育活動全体の中で、児童生徒のコミュニケーション力の向上や良好な人間関係の構築を目指したプログラムを実施したことで、思いやりの心を育てる教育を充実させることができた。	アセス結果の分析・活用、SEL（社会性と情動の学習）、ピアサポート、協同学習の取組が充実するように、指導者の資質向上を図る。	指導者育成のための学習パッケージを作成、活用し、アセス結果の分析・活用、SEL（社会性と情動の学習）、ピアサポート、協同学習の取組を一層充実させる。
③ インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及により、性情報が氾濫している中、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する知識・情報が得られるよう性教育を充実します。	学校教育課	◎	保健体育や学級活動の年間計画に位置づけ、発達段階にあわせて計画的・継続的に性教育を実施した。	◎	各校で計画的に取り組むことができた。	学年の発達段階に留意するとともに、GIGAスクール端末の活用と情報モラル教育を合わせて性教育を実施していく。	すべての学校で年間指導計画に基づいた性教育と情報モラル教育を実施する。

④ かけがえのない生命や人権を尊重する教育を充実します。	学校教育課	◎	道徳の時間や体験活動を通して、生命尊重について重点的に指導した。必要に応じて外部人材を活用した出前授業等を実施した。	◎	「いのちの教育」は山形県の重点でもあり、すべての学校で道徳の時間を中心に取り組んだ。	GIGAスクール端末を活用したオンライン講話など、外部人材の活用も検討する。	すべての学校で全体計画を立て、計画的に取り組む。
⑤ 職場見学や職場体験等の実践を通して、児童・生徒が自らの進路選択を主体的に捉え、将来を考える教育を推進し、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課	△	米沢チャレンジウィーク	△	コロナウイルス感染症拡大防止の観点から体験活動をオンラインで実施するなど工夫して行い、充実を図った。全児童生徒がポートフォリオ形式のキャリアパスポートを活用し、キャリア教育に取り組んでいる。	キャリアパスポートについては、小中での引継ぎなどの連携が課題である。	職業観、郷土愛を育むという観点からも米沢チャレンジウィークにおける職業体験を継続していくが、コロナウイルスの感染状況を踏まえながら実施を判断していく。キャリアパスポートについても継続し、教育研究所の小中一貫教育研究会での有効的な活用を模索していく。

主な施策 I-2-(4)人権尊重と男女共同参画の視点に立った生涯学習の促進

○実施結果の概要：コロナ禍でも、予定する講座は感染に配慮しながら開催したが、例年に比べ参加者は少なかった。同様に、新型コロナウイルス感染症の影響から、イベント開催（赤ちゃんと触れ合うイベントの開催）の見送りや、イベントに参加しやすい環境づくり（託児所の設置）も制限しながら実施した。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間（R4～R8）の取組方針
① 地域や家庭における男女共同参画を推進するための講演会や講座等の開催を推進します。	地域振興課 社会教育文化課	◎	【地域振興課】 山形県男女共同参画センターの助成事業である「男女共同参画地域講座」の開催及び男女共同参画をテーマとした講座・講演等について、PRを行う。 【社会教育文化課】 まちづくり人財養成講座	◎	R2、R3は新型コロナウイルスにより、開催された講座等は例年に比べ少なかったものの、男女共同参画に関する学習機会を提供することができた。	講演会や講座実施時には、広報活動についても重要になる。また、その手法についてオンライン等も検討が必要。	引き続き、男女共同参画に関する講演会や講座等の開催を推進する。
② 人権尊重や男女共同参画の意識を高めるための学習に対して支援を行います。	地域振興課 社会教育文化課	△	【地域振興課】 市立米沢図書館と連携し、男女共同参画に関する図書コーナーの設置を行う。 【社会教育文化課】 中央公民館事業 ・赤ちゃんとふれあい体験事業 ・赤ちゃんと遊ぼう出前講座	△	【地域振興課】 図書やDVDが古い内容となっていた。 【社会教育文化課】 新型コロナの終息の目途が立たず、赤ちゃんとふれあう機会を提供することが難しくなっている。	【地域振興課】 所有している図書やビデオ、DVD等の更新が必要である。	今後も市民への学習機会の提供に努める。
③ 市が講演会や講座等を開催する場合は、一時託児室を設置するなど誰もが参加しやすい環境を整えるように努めます。	各課	△	様々な方の参加ができるよう配慮する。	△	基本的に様々な方が参加できるよう配慮できたが、すべてのタイミングで託児室の用意はできなかった。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や企画趣旨・内容、場所などにより、すべての場面で託児室の用意などの環境の配慮が難しいことがある。	なるべく多くの場面で様々な立場の方が参加できるよう環境づくりに努めるとともに、チラシ等にも参加しやすい表現を加えるなどの配慮をする。

【実施状況】◎：実施した △：一部実施した ×：実施できなかった 【目標達成度】◎：達成できた △：概ね達成できた ×：目標に及んでいない

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画を推進するまちづくり

基本方針3 意思決定の過程における男女共同参画を推進します

主な施策Ⅱ-3-(5)政策・方針決定の過程に女性が参画できる体制づくり

○実施結果の概要：各種審議会への女性登用が進まず、女性登用の働きかけを行うなどしたが、専門性の高い審議会などでは目標を達成できず、市全体としても目標達成に至らなかった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
①各種審議会等への女性委員の登用を推進します。 ・女性委員の割合を令和3年(2021年)まで35%とすることを目標とします。 ・女性委員ゼロの審議会等を解消することを目標とします。	各課	△	女性委員を登用し、女性委員の割合を35%とする。	△	35%以上の女性委員を登用している審議会等もあるが、専門性の高い審議会等では目標を達成できなかった。	地区や各種団体の状況や会の性質などにより、女性委員の多くの登用が難しい場面もある。	委員改選の際には、事前に女性を推薦いただけるかを確認し、積極的登用を働きかける。
② 各種審議会等への女性委員の登用を推進するため女性人材情報の収集と活用を図ります。	地域振興課	△	改選となる各種審議会等について女性の登用を働きかけた。	×	目標に達していない審議会等には比率を上げるよう働きかけ、35%達成を目指したが全体では35%を達成できなかった。	審議会委員への登録制度については、女性だけでなく男性も含めて検討を進める必要がある。	公募の活用のみならず、意欲のある人材の登録制度等の検討も進め、各種審議会への女性登用を進める。
③ 各種研修等により市の女性職員の能力の向上を目指すとともに、登用を推進します。	総務課	◎	「地方自治体女性職員交流研究会」、「女性リーダー養成講座」に職員を派遣する。	◎	R2、R3は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、研修自体がなくなった。派遣自体を見送っているわけではないので、◎とした。	今後は、集合型研修だけではなく、オンライン型研修についても積極的に取り組める体制を整えていく。	毎年、女性職員を最低でも1名派遣する。

主な施策Ⅱ-3-(6)事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

○実施結果の概要：市ホームページ掲載及び会議でのチラシ配布等により、各種団体等における男女共同参画意識の高揚は図れたが、R2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で、交流事業が実施出来ず女性の参画意欲の醸成は図れなかった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 女性の登用を積極的に推進している事業所等の取組を広報・啓発するなど、事業所や各種団体等における男女共同参画意識の高揚を図ります。	商工課	◎	厚労省の取り組みである、女性活躍推進企業認定「えるぼし認定」を本市ホームページで紹介し、周知に努め、情報提供を行う。	◎	本市ホームページ掲載及び会議でのチラシ配布、公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、一定の周知が図られた。	特になし	引き続き本市ホームページ掲載及び会議でのチラシ配布、公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、周知を行う。

② 女性の交流会等を通して、さまざまな分野で活躍する女性の力を分かち合い、女性が自分自身を高め、方針決定過程へ参画する意欲を醸成する機会を拡大します。	地域振興課	△	山形県男女共同参画センターの助成事業である「男女共同参画地域講座」や本市独自講座を開催した。	△	R2、R3は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十分な交流事業は行えなかった。	コロナ渦において、十分な交流事業が行われたとはいえないが、交流会についてもオンライン等の活用が進んでいる。	今後もオンライン等の活用も検討しながら、交流会等を通じ、女性の意識や意欲向上に努める。
---	-------	---	--	---	---	---	---

主な施策 II-3-(7)女性の能力向上と参画意識の高揚

○実施結果の概要：女性リーダーを育成する講座の開催のほか、各種講座への女性参画を広く呼びかけたものの、女性参加者が集まりにくいなど、今後、意識改革の取組と並行して進めていく必要がある。また、女性団体のネットワーク化など交流を広げる取組はコロナ渦の影響で取組を進める事が出来なかった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 県や大学との連携により、様々な分野における女性リーダーを育成するための情報の提供や講座等の開催を推進します。	地域振興課 商工課 社会教育文化課	△	【地域振興課、商工課】 各種講座等の開催について、参画を広く呼びかけた。 【社会教育文化課】 高等教育機関公開講座を開催した。	△	【地域振興課、商工課】 女性リーダー育成の研修会や講習会の情報を市民にPRすることができたため。 【社会教育文化課】 女性リーダー等を講師に迎え、女性リーダーの育成につながる講座を開催するという目標を達成することができた。	女性リーダー養成講座等については、女性参加者が集まらないことも多く、女性の意識改革についても力を入れていく必要がある。	引き続き、女性リーダー養成の機会を拡大するとともに、女性の意識改革にも努める。
② 女性が様々な分野に参画するための意欲の向上や意識の高揚を図るための広報・啓発を行います。	地域振興課	△	各種講座等の開催について、参画を広く呼びかけた。	△	女性リーダー育成の研修会や講習会の情報を市民にPRすることができたため。	経済や政治分野のみでなく、地域活動についても、今後は女性の参画が求められている。	引き続き、幅広い分野での女性参画意欲の向上や意識の高揚を図るための広報・啓発を行う。
③ 男女共同参画を進める団体やグループの活動を支援します。	地域振興課	△	男女共同参画を進める団体やグループが実施する事業について、後方支援を行った。	△	男女共同参画センターで行う各種事業と連携し市内の団体やグループの活動を支援した。R2、R3は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施された事業が少なかった。	コロナの影響により、一部活動ができない状況が続いていた。	コロナの状況等もみながら、男女共同参画を進める団体やグループの活動支援に努める。

④ 女性団体のネットワーク化に向けて支援を行い、ネットワーク活動に市の女性職員も積極的に参画します。	各課	△	【地域振興課】 女性団体の活動に市の女性職員が積極的に参画し、他の団体とのネットワーク化を見据えた活動の展開につなげる。 【観光課】 米沢市の観光スポット等をSNSで発信するため、よねざわ女子旅を組織して活動している。	△	【地域振興課】 R2、R3は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、女性団体のネットワーク化に向けた支援を行うことができなかった。 【観光課】 観光課の女性職員がメンバーとして参画しており、積極的に情報発信及び旅行商品企画の造成等を行っている。	女性団体のネットワーク化については、コロナの影響により、進めることができなかった。今後、その手法について検討が必要。	オンライン活用も検討しながら、女性団体のネットワーク化に向けた支援を行うとともに、市女性職員にも活動紹介等を行う。
--	----	---	---	---	--	--	---

基本方針 4 地域社会における男女共同参画を促進します

主な施策 II-4-(8)地域社会活動における男女共同参画の促進

○実施結果の概要：県及び市独自の講座を開催したが、コロナ禍により広く参画を呼び掛けることが難しかったが、地域活動に参加しやすくなるような、一時預かりなどの情報提供は、市が発行するハンドブックで周知出来た。また、地域づくりに市民の参画を促す協働提案補助金は、コロナ禍でも安定した応募があった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直しを図り、男女共同参画についての理解が深まるように講演会や講座等を開催します。	地域振興課	◎	山形県男女共同参画センターの助成事業である「男女共同参画地域講座」や本市独自講座を開催した。	△	R2、R3は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民に広く参画を呼びかけることが難しかった。	広い世代を対象とした講座等が必要。	他課と連携し、広く市民向けに男女共同参画意識を醸成する講座を開催する。
② 地域社会における自主的な活動の中心的な役割を担う女性を養成するための機会を拡大します。	地域振興課 社会教育文化課	◎	【地域振興課】 山形県男女共同参画センターの助成事業である「男女共同参画地域講座」の開催及び男女共同参画をテーマとした講座・講演等について、PRを行う。 【社会教育文化課】 まちづくり人財養成講座	◎	R2、R3は新型コロナウイルスにより、開催された講座等は例年に比べ少なかったものの、男女共同参画に関する学習機会を提供することができた。	講演会や講座実施時には、広報活動についても重要になる。また、その手法についてオンライン等も検討が必要。	引き続き、男女共同参画に関する講演会や講座等の開催を推進する。
③ 男女共同参画に関する図書や資料等(ビデオ、DVD等)を充実し、情報提供を行います。	地域振興課	△	市立米沢図書館と連携し、男女共同参画に関する図書コーナーの設置を行う。	△	図書やDVDが古い内容となっていた。	所有している図書やビデオ、DVD等の更新が必要である。	今後も市民への学習機会の提供に努める。

④ 地域社会活動に誰もが参加しやすい体制を整えるために、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業に関する情報提供を行います。	子育て支援課	◎	ファミリー・サポート・センター事業及び市内3か所の保育所で実施している一時預かり事業について情報提供を行った。	◎	『よねざわ子育てハンドブック』やホームページ等を活用して事業の周知を図った。	利用者自らが情報収集するだけでなく、必要な人に必要な情報が提供できる方法を検討していく。	令和4年度導入予定の子育て支援アプリを活用しながら、引き続き情報発信に努める。
⑤ 市民の男女共同参画に関する自主的な事業を支援します。	地域振興課	△	男女共同参画を進める団体やグループが実施する事業について、後方支援を行った。	△	男女共同参画センターで行う各種事業と連携し市内の団体やグループの活動を支援した。R2、R3は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施された事業が少なかった。	コロナ渦において、事業実施が限られてしまった。今後、状況をみていく必要がある。	コロナの状況を鑑みながら、市民の男女共同参画に関する自主事業の支援に努める。
⑥ 地域の課題解決に向けて、地域づくりへの地域住民の積極的な参画を促進するとともに、市民主体の地域づくり活動を支援します。	地域振興課 社会教育文化課	◎	【地域振興課】 米沢市協働提案制度補助金 【社会教育文化課】 コミセンとの合同開催事業「米沢地域力講座」	◎	コロナ禍においても内容や運営方法を工夫しながら、活動の支援や講座の開催を継続した。	【地域振興課】 補助金がないと活動の継続が難しい団体もあり、自走できるようなサポートが必要である。	【地域振興課】 関係課と市民団体が協働関係を築くとともに、団体が持続的に活動を展開していけるような環境を作れるよう、支援する。 【社会教育文化課】 各地域の特色を活かし、地区内外の人へ地域の良さを認識したり、地域の抱える課題解決に向けた講座を年7回程度開催する。

主な施策 II-4-(9)防災における男女共同参画の推進

○実施結果の概要：災害時の男女のニーズの違いについて出前講座等を通じて幅広く広報を出来ている。

米沢市防災会議の委員への女性登用については、関係団体の長の女性が少ないため、登用の割合が伸び悩んでいる。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 防災分野での性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	防災危機管理課	×	米沢市防災会議の委員に女性を委嘱し、女性の観点からも意見を取り入れる。	×	関係団体の長、部長等を委員に委嘱しているため、女性の割合が低く目標値に至らない。	団体の状況や判断及び人事異動の観点から、関係団体の長、部長等の役職へ委員を委嘱しているが、団体によっては女性職員の役職採用が伸び悩んでいる。団体の長に限らず女性の役職を委員委嘱することを検討する。	防災分野での性別による固定的な役割意識の改正を促し、女性視点からの意見を取り入れるため、防災分野における女性の委員委嘱を継続する。
② 災害時における男女のニーズの違いに配慮した支援を行います。	防災危機管理課	◎	自主防災組織等への周知・啓発及びまちづくり出前講座での災害時の避難、避難所生活における男女のニーズの違い等の説明を行う。	◎	出前講座等で、災害時の男女のニーズの違いについて継続的に説明するとともに、市HP等でも幅広く広報を行っていく。	男女のニーズの違い等について継続的に広報していく。	災害時における男女のニーズの違い等、男女双方に配慮した支援を継続する。

基本方針 5 雇用等における男女共同参画を推進します

主な施策 II-5-(10)男女の均等な雇用機会と待遇の確保

○実施結果の概要：関係法令の周知や、女性労働者の母性健康管理等の周知は、市ホームページでの掲載や公共施設でのポスター・チラシの設置により適切に行うことができた。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間（R4～R8）の取組方針
① 事業所等に対して「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」等関係法の周知のための広報・啓発を行います。	商工課	◎	本市ホームページ掲載や、公共施設でのポスター・チラシを設置し、周知を図った。	◎	広報活動の結果、一定の周知が図られた。継続してPRを行う。	特になし	引き続き、本市ホームページ掲載や、公共施設でのポスター・チラシを設置し、周知を行う。
② 事業所等に対して女性労働者の母性保護と母性健康管理についての周知・啓発を行います。	商工課	◎	本市ホームページ掲載や、公共施設でのポスター・チラシを設置し、周知を図った。	◎	広報活動の結果、一定の周知が図られた。継続してPRを行う。	特になし	引き続き、本市ホームページ掲載や、公共施設でのポスター・チラシを設置し、周知を行う。

主な施策 II-5-(11)農林業・商工業等の自営業に従事する女性の就業環境の改善

○実施結果の概要：家族農業経営の際に任意で定める家族経営協定書作成の際に、その意義について説明を行ったほか、商工業者にはホームページ等で女性の就業環境の改善に関する周知を図った。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間（R4～R8）の取組方針
① 男性と女性、お互いが経営のパートナーであるとの認識の浸透を図るための意識啓発を行います。	農政課 商工課	◎	【農政課】 家族経営協定書作成の際、協定書の意義について周知し協定者が理解した上で作成を進める。 【商工課】 ホームページ等で周知を図った。	◎	【農政課】 申請がなかった年度があったものの、協定締結の際には協定書の意義について理解した上で作成できるよう説明を行った。 【商工課】 ホームページ等で周知を図った。	【農政課】 家族経営協定についての理解度が不足していることが課題。農業委員会と連携し、広報紙等で周知・PRを行うことで理解度を深め、家族経営協定の締結につなげていく。	【農政課】 農業従事者の就業環境改善と意欲や能力が十分発揮できるように家族経営協定の普及・PRを行っていく。 （目標）協定締結数：39経営体 【商工課】 周知により啓発を行う。
② 農業従事者の就業環境改善と意欲や能力が十分発揮できるように家族経営協定の普及・PRを行います。	農政課 農業委員会	◎	家族経営協定書作成の際、協定書の意義について周知し協定者が理解した上で作成を進める。	◎	申請がなかった年度があったものの、協定締結の際には協定書の意義について理解した上で作成できるよう説明を行ったことは評価できる。	家族経営協定についての理解度が不足していること、条件の合う対象者が非常に少ないことが課題。広報紙等で周知・PRを行うことで理解度を深め、家族経営協定の締結につなげていく。	農業従事者の就業環境改善と意欲や能力が十分発揮できるように家族経営協定の普及・PRを行っていく。 （目標）協定締結数：39経営体

主な施策 Ⅱ-5-(12)ハラスメント防止対策の促進

○実施結果の概要：本市ホームページ掲載や公共施設でのポスター・チラシを設置し、一定の周知が図られた。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 事業所等に対して各種ハラスメント防止のための広報・啓発を行います。	商工課	◎	本市ホームページ掲載や、公共施設でのポスター・チラシを設置し、周知を図った。	◎	広報活動の結果、一定の周知が図られた。継続してPRを行う。	特になし	ホームページやポスター・チラシの設置により周知を図る。

基本方針6 女性の職業生活における活躍を促進します

主な施策 Ⅱ-6-(13)女性の再就業支援

○実施結果の概要：関係法令の啓発および再就職セミナーに関して、山形労働局主催の事業を市民に広く周知した。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① パートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法、最低賃金法等の法的権利に関する啓発を行います。	商工課	◎	山形労働局主催の説明会・出張相談について、広報掲載・情報提供等の協力を図る。法改正等について、広報掲載・ポスター掲示・パンフレット設置により周知を行う。	◎	広報掲載、公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置、市ホームページ掲載により、一定の周知が図られた。	特になし	県や山形労働局が行うセミナーや、法改正等について、情報提供、周知を行う。
② 結婚・育児・介護等で仕事を一時中断した後再就職を希望する人に対して、再就職セミナー等を開催するなどの支援を行います。	商工課	◎	県・労働局主催のセミナー・説明会について、広報掲載・ポスター掲示により周知を行う。	◎	広報掲載及び公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置により、一定の周知が図られた。	特になし	県や山形労働局が行うセミナー等について、情報提供、周知を行う。

主な施策 Ⅱ-6-(14)女性の多様な働き方の実現に向けた支援

○実施結果の概要：県や山形労働局が行うセミナー等について周知を行うとともに、独自にも女性向けセミナーや内職相談なども実施した。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 県などの関係機関と連携し、創業を志す女性に対して情報提供・相談等の支援を行います。	商工課	◎	チラシ・パンフレットによる情報提供、セミナーの開催。	◎	一定の周知と、機運醸成が図られた。	特になし	引き続きチラシ等で情報提供に努める。
② 女性のキャリアアップのための講座等を支援します。	商工課	◎	チラシ・パンフレットを設置し、情報提供を行った。	◎	公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、一定の周知が図られた。	特になし	県や山形労働局が行うセミナー等について、情報提供、周知を行う。

③ 仕事に必要な資格や技術などの情報収集を行い、情報提供と相談体制を充実します。	地域振興課 商工課	◎	【地域振興課】 チラシの設置により、女性のチャレンジ応援事業、就職相談事業について情報提供を行った。 【商工課】 内職相談を実施するとともに、事業所を訪問し、状況調査及び求人掘り起しを行う。また、各種職業訓練について、チラシ・パンフレットを設置し情報提供を行う。	◎	【地域振興課】 チラシの設置による情報提供により、ある程度の情報提供につながったが、十分に情報が伝わっていたとは言えないため△とした。 【商工課】 事業所や関係機関と連携し、相談内容に応じた対応を行った。	【地域振興課】 ハローワーク米沢のマザーズコーナー等の周知を行う必要がある。	【地域振興課】 引き続き、女性の起業や就業について、情報提供等を行っていく。 【商工課】 内職相談を行うとともに、事業所を訪問し、求人の掘り起しを行う。また、各種職業訓練等について、周知、情報提供を行う。
--	--------------	---	---	---	--	--	--

主な施策 II-6-(15)女性の登用促進(市・企業等)

○実施結果の概要：市内部の取組について、研修等への派遣や女性職員の意見を聞く場づくりを行えたが、検討チームの立上げは次期計画への課題となった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍推進に向けた体制を整備します。	総務課	△	女性職員の活躍推進に関する検討チームの立ち上げ、女性職員を対象とした研修への派遣を行う。	△	検討チームの立ち上げには至っていないが、女性職員のニーズや意見をくみ取る場として、本部会議に担当者が出席し、女性職員の意見を聞くことができた。	女性活躍推進法に基づき定めた第二期特定事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍推進に向けた体制を整備していく。	女性職員の活躍に関するニーズや意見を行動計画に反映していく。女性リーダーに相応しい能力の向上を図る。
② 各種研修会等により市の女性職員の能力の向上を目指すとともに、登用を推進します。(再掲)	総務課	◎	「地方自治体女性職員交流研究会」、「女性リーダー養成講座」に職員を派遣する。	◎	R2、R3は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、研修自体がなくなった。派遣自体を見送っているわけではないので、◎とした。	今後は、集合型研修だけではなく、オンライン型研修についても積極的に取り組める体制を整えていく。	毎年、女性職員を最低でも1名派遣する。
③ 女性の登用を積極的に推進している事業所等の取組を広報・啓発するなど、事業所や各種団体等における男女共同参画意識の高揚を図ります。(再掲)	商工課	◎	厚労省の取り組みである、女性活躍推進企業認定「えるぼし認定」を本市ホームページで紹介し、周知に努め、情報提供を行う。	◎	本市ホームページ掲載及び会議でのチラシ配布、公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、一定の周知が図られた。	特になし	引き続き本市ホームページ掲載及び会議でのチラシ配布、公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、周知を行う。

基本方針7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します

主な施策 Ⅱ-7-(16)仕事と生活の調和を図るための環境づくり

○実施結果の概要：ワーク・ライフ・バランスや労働時間短縮、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の周知は予定どおり実施出来た。

市内部では、H30年度に市長がイクボス宣言を行い、順次、所属長もイクボス宣言を行ったが、研修の定期的な実施など定着に向けた取組が今後も必要である。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 男女が共に仕事と生活の調和の取れた働きができるよう、事業主や従業員双方に働き方の見直しを行うための啓発を行います。	地域振興課 商工課	◎	ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の開催について、参画を呼びかけた。	◎	公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、一定の周知が図られた。	国の働き方改革の推進に伴い、ワーク・ライフ・バランスの実現の重要性は増している。更なる啓発が必要である。	今後も、市内事業主や従業員双方に働き方の見直しに向けた啓発活動を行う。
② 労働時間短縮のための啓発を行います。	商工課	◎	本市ホームページ掲載、パンフレット設置により情報提供を行う。	◎	公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、一定の周知が図られた。	特になし	引き続き周知を行う。
③ 育児・介護休業制度の周知を図り、取得促進のための啓発を行います。	総務課 商工課	◎	【総務課】 米沢市特定事業主行動計画に基づき、子育て、介護に関する各種休暇制度の周知を徹底していく。 また、引き続き男性職員の育休取得についての目標を掲げ、特に重点的に取り組んでいく。 【商工課】 本市ホームページで紹介し周知に努めるとともに、パンフレットを設置し情報提供を行った。	◎	【総務課】 令和3年度より第二期特定事業主行動計画を策定したことから、今後も更なる男性職員の取得率向上に向けた周知等を積極的に進めていく。 【商工課】 公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、一定の周知が図られた。	令和3年度に策定した第二期特定事業主行動計画に基づき、男性職員の取得率向上に向けた周知方法について、整備していく。	【総務課】 ・男性職員の育休取得率 →令和7年度までに30% ・妻の出産に伴う休暇の取得率 →令和7年度までに100% ・父親の育児参加のための休暇取得率 →令和7年度までに100% 【商工課】 引き続き周知を行う。
④ イクボス制度の広報・周知を行います。	地域振興課 総務課	△	【地域振興課】 関係課と連携し周知を行った。 【総務課】 イクボス研修を実施した。	△	【地域振興課】 ワーク・ライフ・バランスを推進するチラシ等で周知を図った。 【総務課】 令和元年度以降、研修を実施していない。	庁舎内のワークライフバランスは、まだまだ十分に保たれているとはいえない状況であり、意識醸成が必要である。	【地域振興課】 イクボス制度の広報・周知を行うとともに、意識醸成も推進していく。 【総務課】 3年サイクルを目途にイクボス研修が実施できるよう整備していく。
⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度、認定マーク(くるみん)の広報・周知を行います。	商工課	◎	本市ホームページで紹介し周知に努めるとともに、パンフレットを設置し情報提供を行った。	◎	公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、一定の周知が図られた。	特になし	引き続き本市ホームページ掲載及び会議でのチラシ配布、公共施設でのポスター掲示・パンフレット設置等により、周知を行う。

⑥ 市自らが率先して、職員のワーク・ライフ・バランスに取り組めます。 ○市職員の育児休業等の取得について、米沢市特定事業主行動計画に基づき、次のとおり目標とします。(令和元年度までの第一期計画) ・育児休業取得については、女性職員90%以上の取得に努めると共に、男性職員5%程度の取得及び、取得期間についても1か月を目指します。 ・「父親の育児参加のための休暇」取得については、令和元年度までに100%程度の完全取得(5日間)を目指します。 ・特定事業主行動計画第二期計画においては、第一期計画の実績を踏まえ、数値目標等を検討します。	総務課	◎	米沢市特定事業主行動計画に基づき、子育て、介護に関する各種休暇制度の周知を徹底していく。また、引き続き男性職員の育児取得についての目標を掲げ、特に重点的に取り組んでいく。	△	女性職員はもちろんのこと、男性職員の育児取得実績が増えている。今後も制度の周知を徹底したい。 また、平成30年度中に市長がイクボス宣言を行い、順次、所属長もイクボス宣言を行った。 令和3年度より第二期特定事業主行動計画を策定したことから、今後も男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい環境づくりを推進していく。	男性職員の父親の育児参加のための休暇や育児休業の制度を周知し、積極的に活用できる環境を整備していく。	・男性職員の育児取得率 →令和7年度までに30% ・妻の出産に伴う休暇の取得率 →令和7年度までに100% ・父親の育児参加のための休暇取得率 →令和7年度までに100%
--	-----	---	---	---	---	---	--

主な施策 Ⅱ-7-(17)男性の積極的な家事・育児・介護への参加の促進

○実施結果の概要：地域子育て支援センターや保育所、認定こども園等と連携して保護者の多様なニーズに対応できた。

夫婦での家事・育児等を促す講座や交流事業の開催は、コロナ禍により予定どおり行うことが難しかったが、今後も、意識啓発の取組は推進する必要がある。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4~R8)の取組方針
① 家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消を図るために、市の広報やホームページ等での広報・啓発や講演会・講座等の開催を推進します。	地域振興課 社会教育文化課	◎	【地域振興課】市報やホームページに男女共同参画社会づくりへの取組に関する記事を掲載した。 【社会教育文化課】親子deチャレンジ☆	◎	【地域振興課】男女共同参画週間に関連した内容を掲載し啓発の推進に努めた。 【社会教育文化課】講座の内容及びタイトルを工夫することで父親でも参加しやすい講座を開催することができた。	【地域振興課】従来の市報やHPだけでなく、より効果的な広報・啓発の方法について検討する必要がある。 【社会教育文化課】新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に行い事業を実施していく。	【地域振興課】男女共同参画週間等にあわせて広報・啓発活動をより効果的に行うとともに、講演会・講座等の開催を推進する。 【社会教育文化課】父親が参加しやすい講座を年3回程度実施する。

② 家事、育児、介護等をテーマにした男性を対象とする講座を開催し、生活技術の習得のための支援を行うとともに、家事等への参画を促進します。	各課	△	【地域振興課】 山形県男女共同参画センターで開催する男性を対象とする講座について情報提供を行う。 【高齢福祉課】 家族介護者交流支援事業 【健康課】 食生活改善推進員の養成講座 赤ちゃんを迎える親講座 【社会教育文化課】 赤ちゃんとお遊ぼう出前講座	△	R2、R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部の事業を実施できなかった。	コロナ禍において事業の実施が困難な状況が続いているため、感染防止に努めながら、広い世代が参加しやすい講座等が必要。	新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、講座の実施を検討していく。
--	----	---	--	---	--	---	----------------------------------

主な施策 II-7-(18)子育てや介護しやすい環境づくり

○実施結果の概要：地域子育て支援センターや保育所、認定こども園等と連携して保護者の多様なニーズに対応したほか、放課後児童クラブの受入れ人数の拡大も図れたが、介護分野では、地域包括支援センターを中心に多様な相談対応等を行ったが、コロナ禍で事業を中止した介護事業所もあったため実地指導は概ね達成にとどまった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターを充実します。	子育て支援課	◎	ファミリー・サポート・センターで、保護者の多様なニーズに対応した子育て援助活動支援を行った。	◎	地域子育て支援センターでの育児相談や親子交流の場の提供等により、育児に対する不安感や孤独感を解消し、安心して子育てできる環境を整備することができた。	新型コロナウイルス感染症に伴う影響で利用者が減少している。今後も安心して利用できるよう感染対策を徹底しながら、利用拡大を図っていく。	新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底を図りながら、ファミリー・サポート・センター及び地域子育て支援センターの認知度の向上と利用拡大を図り、子育てと仕事の両立や、子育ての孤独感、不安感の解消に努める。
② 特定教育・保育施設における乳児保育や延長保育、病児保育など、多様な就労形態に対応した保育サービスを確保します。	子育て支援課	◎	乳児保育、延長保育、病児保育を実施し、保護者の多様な就労形態に対応できるよう努めた。	◎	・保育所、認定こども園、及び小規模保育事業において乳児保育を実施した。 ・延長保育については、すべての保育所及び認定こども園において実施し、病児対応型病児保育事業については、2か所の保育所で実施した。就労形態の多様化に対応し、仕事をしながら子育てする家庭を支援した。	特になし	引き続き、保護者の就労形態に応じて、乳児保育や延長保育、病児保育等、多様な保育サービスを選択・利用できるよう、事業の充実を図る。

③ 放課後児童クラブ(学童クラブ)を充実します。	子育て支援課	◎	放課後児童健全育成事業	◎	・放課後における児童の安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブの指導・監督を行い、適正な保育環境の整備に努めることができた。 ・国・県から交付される子ども・子育て支援整備交付金を活用し学童クラブの定員増のための改築を行うことで待機児童が発生しないような環境を整えた。	小学校の統合に伴い、放課後児童クラブの運営状況に変更が生じることもあるため、児童や保護者に負担をかけないようにクラブや教育委員会と協議を重ねていく。	国・県が実施する放課後児童健全育成事業に則り、放課後における児童の安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブの指導・監督を行い、適正な保育環境の整備に努める。
④ 介護サービスの充実を図ります。	高齢福祉課	△	居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の新規指定のほか、計画的な実地指導等を行った。	△	おおむね介護保険事業計画のとおり実施することができた。	実地指導について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業所があったため、次年度以降、確実に指導を実施するよう管理していく。	運営指導(R4年度に実地指導から運営指導に改められた)について、新型コロナウイルス感染防止に努めつつ、介護サービスの質が維持できるよう指導を進めていく。また、第8期介護保険事業計画に定めた施設整備を確実に進めていく。
⑤ 介護に関する相談体制を強化します。	高齢福祉課	◎	地域包括支援センターを中心とした地域の多様な相談に対応、適切なサービス・機関・制度の利用につなげる支援を行った。	◎	様々な相談対応とともに、警察署等の関係機関との連携により、緊急対応を要する案件の支援も実施することができた。	センター単独では解決困難な相談内容が増加していることから、関係課及び専門機関との連携強化を図る必要がある。	関係課協働による総合相談対応の推進、センターの対応力向上を図る。 相談件数 10,000件 地域包括支援センター 5箇所

基本目標Ⅲ 男女が互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり

基本方針8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

主な施策 Ⅲ-8-(19)女性等に対する暴力防止の啓発の強化

○実施結果の概要：DV防止のパネル展やパンフレット配布などの啓発事業のほか、児童・高齢者の虐待に関する講演会等や、障がい者虐待の訪問等も行った。

また、若年層への対策として中学生向けの講座等も行ったが、後年度はコロナ禍で実施出来ない事業もあった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4~R8)の取組方針
① 関係機関、女性団体等と連携して、あらゆる世代の人に対してDV防止について、より効果的な啓発を実施します。	地域振興課 子ども家庭課	◎	【地域振興課】 パネル展とパープル・ライトアップを実施した。 【子ども家庭課】 庁内各課との連携を強化し、ポスターの掲示やパンフレット配布を行った。	△	効果的な啓発を実施するとともに、相談窓口の周知も図ることができた。R2、R3は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、市内女性団体等と協働で啓発活動は行えなかった。	【地域振興課】 コロナの状況が落ち着けば、市内女性団体と協働した啓発活動を再開していく必要がある。 【子ども家庭課】 より幅広い世代への啓発活動が必要である。	庁内各課に加え、学校などの関係機関との連携を強化し、DV防止の啓発を図る。

② 虐待の防止について、普及啓発を強化します。	社会福祉課 高齢福祉課 子ども家庭課	◎	【社会福祉課】 ・障がい者虐待防止センター（社会福祉課障がい者支援室に設置）に障がい者虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待の通報受理、相談、訪問等を行う。 ・障がい者虐待防止についての普及啓発に関する取り組みを進める。 【高齢福祉課】 高齢者虐待防止研修会を実施した。 【子ども家庭課】 ・児童虐待防止のポスターの掲示やパンフレット等の配布を行った。 ・民生委員をはじめとする3団体の研修会に講師として参加し、児童虐待防止の講演を行った。	△	様々な機会理解促進を図ることができたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の研修会等を開催できなかった。	コロナ禍においても、リモート等の手法を用いるなどして研修会を行い、周知啓発活動を継続する必要がある。	虐待防止や差別解消についての周知啓発として、ポスターやリーフレットの配布、研修会等、様々な機会理解促進を図る。
③ 若年層に向けた啓発講座を行います。	地域振興課	△	H30に三友堂看護専門学校学生が思春期ピアカウンセラーとなり、市内中学生へ講座を開催した。	△	R2、R3は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座の開催に至らなかった。	オンライン等を活用し、コロナ禍においても、啓発講座が実施できるよう検討を進める。	コロナの状況等も見ながら、若年層向けに啓発講座を実施していく。
④ かけがえのない生命や人権を尊重する教育を充実します。（再掲）	学校教育課	◎	道徳の時間や体験活動を通して、生命尊重について重点的に指導した。必要に応じて外部人材を活用した出前授業等を実施。	◎	「いのちの教育」は山形県の重点でもあり、すべての学校で道徳の時間を中心に取り組んだ。	GIGAスクール端末を活用したオンライン講話など、外部人材の活用も検討する。	すべての学校で全体計画を立て、計画的に取り組む。

主な施策 Ⅲ-8-(20)DV等根絶のための相談機能・支援体制の充実

○実施結果の概要：DV等相談窓口の周知を行ったほか、市の相談担当者は研修会への参加により資質向上を図るとともに、置賜地域DV被害者支援連絡協議会に参加して関係機関との連携も図った。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① DV等に関する相談窓口の周知を図るとともに、相談者にスムーズに対応できるよう市役所内の連携を強化します。	各課	◎	・広報やHP、パンフレット等により周知を行う。 ・関係課会議を実施して連携強化を図り、DV等が疑われる情報を確認した際は、関係課と情報共有した。	◎	相談窓口について周知を行うとともに、関係課と情報共有することにより連携を図ることができた。	・支援措置対象者が年々増加傾向にあることから、様々な立場の人へ周知できるよう、発信方法の工夫が必要。 ・庁内担当課や関係機関等と連携を図り、役割分担や包括的なケースマネジメントを意識した支援を実施する必要がある。	・HPや広報だけでなく、LINEやTwitter等のSNSも活用した周知を図る。 ・支援措置対象者の情報共有、適正な運用を行い、情報漏えいを起こさない体制を整えるとともに、関係課会議を引き続き実施し、連携強化を図る。 ・令和4年度から虐待防止研修の実施が事業所に対して義務化になったことを機に、出前講座等を通じて周知啓発に取り組み、アンケートにて認知度を確認する。
② 相談担当職員の資質向上を図るため、研修機会等を確保します。	地域振興課 子ども家庭課	△	【地域振興課】 各種研修会の案内について、該当する相談窓口担当課に情報提供を行う。 【子ども家庭課】 研修会に参加し、相談担当職員の資質向上を図った。	△	【地域振興課】 県が主催する研修会情報を提供した。 【子ども家庭課】 R3年度はコロナ禍で研修が少なく、また、業務多忙のため参加が出来なかった研修会があった。	コロナ禍においても、オンライン等を活用するなど、研修の機会を確保することが必要である。	今後も継続して研修機会の確保に努める。
③ 被害者の安全を確保しつつ、適切な対応が行えるよう関係機関等と連携し支援体制を整備します。	各課	◎	・関係機関との役割分担による介入や支援を行い、安心・安全の保障を図った。 ・置賜地域DV被害者支援連絡会議に参加し、適切な対応ができるよう連携に努めた。	◎	関係機関と連携し、被害者の安全を図ることができた。	・支援措置対象者が、年々増加、複雑化している傾向にあることから、より一層被害者の安全確保に努める必要がある。 ・発生事案について適切な対応が実施されているが、予防的対応を推進する必要がある。	・関係機関等との連携や支援措置体制を整備し、被害者の安全確保に努める。 ・研修会等を通じ、対応力向上を図る。

基本方針 9 支えあい自立し暮らすための社会環境づくりを推進します

主な施策 Ⅲ-9-(21)子育て支援体制の充実と子育て環境の整備促進

○実施結果の概要：ファミリー・サポート・センターで子育ての有償ボランティアを育成したほか、公共施設に授乳室やトイレ内のベビーキープ等の設置を行ったが一部の施設で改善の余地がある。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターを充実します。 (再掲)	子育て支援課	◎	保護者の多様なニーズに対応した子育て援助活動支援を行った。	◎	地域子育て支援センターでの育児相談や親子交流の場の提供等により、育児に対する不安感や孤独感を解消し、安心して子育てできる環境を整備することができた。	新型コロナウイルス感染症に伴う影響で利用者が減少している。今後も安心して利用できるよう感染対策を徹底しながら、利用拡大を図っていく。	新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底を図りながら、ファミリー・サポート・センター及び地域子育て支援センターの認知度の向上と利用拡大を図り、子育てと仕事の両立や、子育ての孤独感、不安感の解消に努める。
② 特定教育・保育施設における乳児保育や延長保育、病児保育など、多様な就労形態に対応した保育サービスを確保します。 (再掲)	子育て支援課	◎	乳児保育、延長保育、病児保育を実施し、保護者の多様な就労形態に対応できるよう努めた。	◎	・保育所、認定こども園、及び小規模保育事業において乳児保育を実施した。 ・延長保育については、すべての保育所及び認定こども園において実施し、病児対応型病児保育事業については、2か所の保育所で実施した。就労形態の多様化に対応し、仕事をしながら子育てする家庭を支援した。	特になし	引き続き、保護者の就労形態に応じて、乳児保育や延長保育、病児保育等、多様な保育サービスを選択・利用できるよう、事業の充実を図る。
③ 放課後児童クラブ(学童クラブ)を充実します。 (再掲)	子育て支援課	◎	放課後児童健全育成事業	◎	・放課後における児童の安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブの指導・監督を行い、適正な保育環境の整備に努めることができた。 ・国・県から交付される子ども・子育て支援整備交付金を活用し学童クラブの定員増のための改築を行うことで待機児童が発生しないような環境を整えた。	小学校の統合に伴い、放課後児童クラブの運営状況に変更が生じることもあるため、児童や保護者に負担をかけないようにクラブや教育委員会と協議を重ねていく。	国・県が実施する放課後児童健全育成事業に則り、放課後における児童の安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブの指導・監督を行い、適正な保育環境の整備に努める。
④ 子育てボランティアの育成と子育てサークルのネットワーク化を推進します。	子育て支援課	◎	ファミリー・サポート・センター事業において、協力会員(有償ボランティア)の育成を行っている。	◎	会員に対して育児サポート講習会を開催し、子育てボランティアの育成を図った。	協力会員の高齢化で実働人数が減少していることから、幅広い世代への周知方法を検討していく。	幅広い世代の協力会員(有償ボランティア)の質的・量的確保に努めながら、子育て支援体制の充実を図る。
⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ)について周知を図ります。	子ども家庭課	◎	よねざわ子育てハンドブックに事業の内容を掲載した。また、相談者に対して事業を紹介し周知に努めた。	◎	セーフティネットの1つとして周知に努め、必要とする方に利用を促すことができた。	継続した周知活動が不可欠である。また、利用を必要とする家庭のニーズに合わせ、里親等の児童養護施設以外での受け入れについても検討する必要がある。	引き続き、よねざわ子育てハンドブック事業に掲載する、相談者に紹介する等して広く周知する。

⑥ 公共施設内の育児支援機能を充実します。	各課	◎	公共施設にキッズコーナー、授乳室、トイレ内へのベビーキープ等を設置する。	△	子ども連れ利用者の利便性が向上したものの、改善の余地がある。	・衛生管理を徹底し、安心して利用できる環境を維持する。 ・子育てに配慮した施設となるよう、設計の段階から設備等を検討する。	利用者の意見要望を収集し、よりよい環境の整備に努める。
-----------------------	----	---	--------------------------------------	---	--------------------------------	--	-----------------------------

主な施策 Ⅲ-9-(22)高齢者及び障がい者の社会活動への参画促進と介護体制の充実

○実施結果の概要： いきがいと創造の事業により、同じ趣味を持った仲間が自主的な活動を行ったり、総合展示会の実施により高齢者の社会参加の機会ができた。

障がい者に関しては、ケアマネジャーに対する研修会や自立支援型地域ケア会議の開催がケアマネジメントの実践に寄与したが、個々の

障がいの特性に応じたサービスは、内容の充実を図ったものの計画書の評価まで実施することはできなかった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援します。	高齢福祉課	◎	いきがいと創造の事業	◎	各部会における自主的な活動ができており、かつ総合展示会の実施により社会参加の機会となっている。 コロナ禍の活動回数減や会員減少によって、7つあった部会の内、2つの部会がR4年度から活動休止となった。	会員が固定化しつつあるため、新規会員加入に向けて、事業の周知啓発を図る必要がある。	新規会員加入に向けて、これまでの周知啓発の方法を見直し、チラシの刷新やSNS等の活用など、発信力を高めた取り組みを行う。
② 障がいに応じたサービスや地域社会における共生に向けた支援について相談体制を強化します。	社会福祉課	◎	・関係機関との連携を密にしながら、個々の障がいの特性に応じたサービス内容の充実を図る。 ・障がい者施策推進協議会及び地域自立支援協議会の開催 ・「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づく事業を実施する。	△	・サービス等利用計画書の評価はできなかった。 ・相談支援等から把握された課題解決に向けて、地域自立支援協議会にて検討した。 ・条例に係る様々な事業を実施することにより、差別解消についての周知啓発が図れた。	サービス利用計画書やモニタリング票提出を受ける際に、計画書が適切に作成され、個々の目標達成に寄与しているかを点検するなどの評価が必要である。	・関係機関との連携を密にしながら、個々の障がいの特性に応じたサービス内容の充実を図る。 ・障がい者施策推進協議会及び地域自立支援協議会の開催 ・「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づく事業を実施する。
③ ケアマネジャーや介護サービス事業者が提供するサービスの質の向上を推進します。	高齢福祉課	◎	・ケアマネジャーに対する研修会の実施 ・サービス提供事業所への介護相談員派遣 ・自立支援型地域ケア会議の開催	◎	コロナ禍の影響を受けた介護相談員派遣以外は、高齢者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの実践等に寄与することができた。	ICT活用による介護相談等、コロナ禍におけるサービスの質の向上の取組を推進する必要がある。	・ケアマネジャーの資質向上、多職種連携による支援を実施する。 ・サービスの改善による質的向上を図る。 ①研修会 10回 ②派遣回数 12回 ③開催回数 24回
④ 介護に関する相談体制を強化します。(再掲)	高齢福祉課	◎	地域包括支援センターを中心とした地域の多様な相談に対応し、適切なサービス・機関・制度の利用につなげる支援を行った。	◎	様々な相談対応とともに、警察署等の関係機関との連携により、緊急対応を要する案件の支援も実施することができた。	センター単独では解決困難な相談内容が増加していることから、関係課及び専門機関との連携強化を図る必要がある。	関係課協働による総合相談対応の推進、センターの対応力向上を図る。 相談件数 10,000件

主な施策 Ⅲ-9-(23)生活上の様々な困難を抱える人への支援

○実施結果の概要：地域包括支援センターを増設増員することで介護関連機能の充実を図ったほか、外国人の生活支援のため外国語による相談窓口を設けた。

ひとり親家庭に関しては、ひとり親家庭等医療給付事業による経済的な支援や、関係機関と連携して相談に対応した。

LGBT関連の取組は、公文書における性別記載の撤廃が進められなかったことと、小学校の低中学年には十分な理解を得られる授業ができなかった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 地域包括支援センターの機能を充実します。	高齢福祉課	◎	総合相談支援、権利擁護、介護予防、ケアマネジメント支援等の地域包括ケアシステム構築に資する事業を実施した。	◎	センター増設と共に全センターの職員を増員し、地域における地域包括ケアシステム構築の中核機関としての業務を実施することができた。	増加する個別事例対応のほか、地域課題の抽出及び解決に取り組むため、機能強化とともに更なるセンター職員の増員を図る必要がある。	様々な課題の早期対応・早期解決に向けたネットワークの充実を図る。 設置数 5か所 相談件数 10,000件
② 障がいに応じたサービスや地域社会における共生に向けた支援について相談体制を強化します。(再掲)	社会福祉課	◎	・関係機関との連携を密にしながら、個々の障がいの特性に応じたサービス内容の充実を図る。 ・障がい者施策推進協議会及び地域自立支援協議会の開催 ・「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づく事業を実施する。	△	・サービス等利用計画書の評価はできなかった。 ・相談支援等から把握された課題解決に向けて、地域自立支援協議会にて検討した。 ・条例に係る様々な事業を実施することにより、差別解消についての周知啓発が図れた。	サービス利用計画書やモニタリング票提出を受ける際に、計画書が適切に作成され、個々の目標達成に寄与しているかを点検するなどの評価が必要である。	・関係機関との連携を密にしながら、個々の障がいの特性に応じたサービス内容の充実を図る。 ・障がい者施策推進協議会及び地域自立支援協議会の開催 ・「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づく事業を実施する。
③ 障がい児支援のため、関係機関等による支援体制を構築します。	社会福祉課 子育て支援課	△	【社会福祉課】 ・やまがたサポートファイルの普及啓発を図り、関係機関の協力体制及び保護者の支援体制を強化する。 ・障がい児支援担当における障がい児の支援強化を図る。 ・米沢市地域自立支援協議会子ども支援部会において、支援体制構築に向けた協議を行う。 【子育て支援課】 地域子ども・子育て支援事業	△	【社会福祉課】 ・H29～R2はやまがたサポートファイルの活用状況の確認ができなかった ・個々のケースについての関係機関との連携は図れた。 ・子ども支援部会において関係機関との連携が図れた。 【子育て支援課】 「障がい者支援室」を紹介し、障がい児及びその家族を支援した。	特になし	【社会福祉課】 ・やまがたサポートファイルの普及啓発を図り、関係機関の協力体制及び保護者の支援体制を強化する。また、内容の評価と改訂を行う。 ・障がい児支援担当における障がい児の支援強化を図る。 ・米沢市地域自立支援協議会子ども支援部会において、支援体制構築に向けた協議を行う。 【子育て支援課】 引き続き、保護者や保育所等の施設に対し、「障がい者支援室」の情報提供を行っていく。個々のケースについても社会福祉課と連携を図りながら障がい児とその家族の支援を行う。

④ 母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制を強化します。	子ども家庭課	◎	ひとり親家庭に対する支援対策や、子育て家庭で抱えている問題の対応を行った。	◎	関係機関と適切に連携し、複雑化するひとり親家庭の相談に対応した。	複雑化するひとり親家庭の相談に対応できるよう、職員の継続的な研修会への参加と、関係課・関係機関との連携体制強化が必要である。	引き続き、研修等に参加し、相談員の資質向上を図り、家庭が抱える様々な問題に対応することで、児童福祉の増進に努める。
⑤ ひとり親家庭に対して、医療給付、ひとり親家庭子育て生活支援事業等により支援を行います。	子育て支援課 子ども家庭課	◎	【子育て支援課】 ひとり親家庭等医療給付事業 【子ども家庭課】 ・ひとり親家庭子育て生活支援事業の周知及び登録（進達） ・ひとり親家庭の父または母が資格を取得するための支援の実施 ・ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援の開催（NPO法人へ委託）	◎	【子育て支援課】 医療費等の経済的問題に関する相談や指導など実効性の高い支援事業が実施できた。 【子ども家庭課】 各種チラシやしおりを設置し、相談者に紹介する等して周知に努め必要とする家庭に利用を促した。	継続した周知活動が不可欠である。	【子育て支援課】 引き続き、児童が心身共に健やかに育成されるよう、福祉の増進を図りながら自立支援を行っていく。 【子ども家庭課】 引き続きひとり親家庭に対する支援事業の周知に努める。
⑥ 関係団体（米沢市国際交流協会等）と連携し、日本語教室やサポート講座等の開催により、日本語や日本文化の学習機会を提供するとともに、外国語による生活相談の窓口を設置し、外国人の生活の支援を行います。	秘書広報課	◎	米沢市国際交流協会と連携し、語学レベルに合わせた日本語教室を開催するとともに、外国語による相談窓口を設け、外国人の生活支援を行った。	◎	日本語教室および外国語による相談窓口は、米沢市国際交流協会が主体的に実施しており、秘書広報課としては積極的に支援することができた。	前期の取り組みによって、日本語教室の利用者が増えたことや相談体制の強化（専用電話の設置など）からより気軽に相談できるようになった。引き続き支援を進めていく。	関係団体と連携し、外国人に対して日本語や日本文化を学べる場を提供するとともに、多言語生活ガイドブック等の発行や外国語による生活相談の窓口を設置することにより、外国人の生活支援を行う。
⑦ LGBTなど多様な性のあり方についての理解を促進し、性的少数者への支援のあり方を検討します。	地域振興課 学校教育課	△	【地域振興課】 市ホームページにおいて記事を掲載するとともに、関係各所と連携しポスターの掲示や図書コーナーの設置を行った。 【学校教育課】 性教育やいのちの教育の一環として発達段階に応じて取り組んだ。	△	【地域振興課】 公文書における性別記載欄の撤廃について、全庁的な取組が行えなかった。 【学校教育課】 小学校低・中学年では十分な理解が得られなかった。	【地域振興課】 性別記載欄については、情報として必要とする場合もまだ多いため、完全に廃止することは難しい。 【学校教育課】 発達段階によって、LGBTなど多様な性への理解は進んでいる。	【地域振興課】 今後も継続して理解促進に努めるとともに、パートナーシップ制度等についても、職員アンケート等で意識調査等を行う。 【学校教育課】 今後もいのちの教育、道徳教育の中で発達段階に応じて取り上げ、理解促進を図る。

主な施策 Ⅲ-9-(24)地域社会における共生を支える社会環境の整備

○実施結果の概要：公共施設のバリアフリー化として、ピクトグラムの掲示や、筆談ボード等の設置を行ったが、エレベーターを設置していない施設があるなど一部の施設では課題がある。

「冬の暮らし方」、「ごみの分別」等、多言語で各種ガイドブック等を作成・配布したが、一部で窓口の多言語表記ができなかったなど、今後の課題も残った。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間（R4～R8）の取組方針
① 公共施設、公共空間、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。	各課	◎	・バリアフリー化に配慮した。 ・誰でも理解しやすいピクトグラムの掲示や、耳マーク・筆談ボードの設置などを行った。	△	常閉の防火扉等が車椅子利用者の通行に支障をきたしている、エレベーターの設置をしていない等、今後の課題が残った。	・各施設において、さらに利用しやすい環境を整備する必要がある。 ・建物設計の段階から設備等のバリアフリー化を検討する。	既存のバリアフリー機能を維持しつつ、関連法令等の改正や利用者の意見要望に応じて、適宜改善を図っていく。
② 高齢者や障がい者に配慮した計画的な市営住宅の改修を行います。	建築住宅課	◎	市営住宅林泉寺団地給湯設備改善工事	◎	年次計画通り改修が進められている。	継続して事業を推進する。	年次計画通り改修を進め、R4年度に事業完了を目指す。
③ 市街地における高齢者向け優良賃貸住宅の利用を促進します。	建築住宅課	◎	高齢者向け優良賃貸住宅供給事業	◎	補助予算額の約90%の交付を行った。	入居率が約9割と高く、継続して高齢者世帯の居住安定を図る。	今後、補助の期限が迫っているものは延長を図り、さらなる高齢者世帯の居住安定を図る。
④ 多言語生活ガイドブック等の発行や、案内の多言語表記を拡充します。	各課	◎	・広報よねざわダイジェスト版「YONEZAWAJIN」をSNSで発信した。 ・「冬の暮らし方」、「ごみの分別」等、多言語で各種ガイドブック等を作成・配布した。	△	一部で窓口の多言語表記を実施できなかったり、パンフレット等の常設をできなかった。	避難民支援の一環としてウクライナ語への翻訳や、需要が高いベトナム語への翻訳など事業強化を図っていく。	関係団体と連携し、外国人に対して日本語や日本文化を学べる場を提供するとともに、多言語生活ガイドブック等の発行や外国語による生活相談の窓口を設置することにより、外国人の生活支援を行う。

基本方針 10 男女が生涯を通じて健やかに暮らすための健康づくりを推進します

主な施策 Ⅲ-10-(25)母性保護・母子保健の充実

○実施結果の概要：赤ちゃんを迎える親講座を育児編・栄養編のセットとして実施したが、コロナ禍により開催回数等を見直しながらの取組となった。

母子健康手帳交付時等の相談等に加えて、もくいくひろば健康相談や産後ケアを新規で実施したほか、不妊治療の補助対象範囲を拡大するなど経済的支援を拡充した。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 母性保護の重要性と正しい知識の啓発を行います。	健康課 学校教育課	◎	【健康課】 ・母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーターによる面接を実施。 ・赤ちゃんを迎える親講座を育児編・栄養編のセットとして実施。 ・妊婦健康診査の公費助成。 【学校教育課】 道徳や保健の学習を核にして、母性保護の理解につながる内容を取り上げた。	△	【健康課】 プレパパママのニーズやコロナ禍の状況をふまえ、内容や開催回数等を見直し実施した。妊娠中のリスク評価も行い、継続した支援を行っている。母性の保護や知識の普及ができた。 【学校教育課】 母性保護の理解につながる内容は取り上げたものの、本来の母性保護の理念の理解は十分とは言えない。	【健康課】 母性保護の重要性と正しい知識の普及のために、今後も継続して事業を行う必要がある。 【学校教育課】 理解が実践や行動につながっているか検証できていない。	【健康課】 母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーターによる面接の実施、赤ちゃんを迎える親講座の開催や妊婦健康診査の公費助成等により、母性保護の重要性及び正しい知識の啓発を図る。 【学校教育課】 すべての学校で母性保護につながる内容を取り上げて理解を促進させるとともに、発達段階に応じて実践や行動を考える時間を設けるなどの工夫を図る。
② 妊娠・出産期と乳幼児の母子保健体制を充実します。	健康課	◎	母子健康手帳交付から妊婦とその夫、成長していく子どものための乳幼児健診等の母子保健事業を実施した。	◎	これまでの事業に加え新規事業（もくいくひろば健康相談・産後ケア）も開始し、母子保健事業の充実を図ることができた。	産後ケア事業は短期入所型を開始したが、その他居宅訪問型などはまだ実施できていない。また子どもの聴覚・視覚の異常の早期発見ができる体制の充実が必要。	子育て世代包括支援センターを中心に、母子健康手帳交付から乳幼児健診等までの一貫した母子保健事業を実施し支援する。
③ 不妊治療に関する相談や助成、情報提供などの支援を行います。	健康課	◎	不妊治療の経済的支援として、特定不妊治療は県の補助に追加補助を実施。R1年度からは一般不妊治療にも市独自の補助として実施した。不妊に関する情報提供を行う。	◎	妊娠を希望する夫婦が利用することができた。また、治療費の自己負担を軽減し、妊娠出産につなげることができた。	R4年4月から不妊治療が健康保険適用になることから、助成内容の検討が必要となる。	保険適用への移行期間で保険適用にならない治療はこれまで通り助成を継続する。健康保険適用後の費用助成は、県内の動向を注視し必要性を含め検討する。

主な施策 Ⅲ-10-(26)生涯にわたる健康づくりの推進

○実施結果の概要：健康保持の取組として、検診ガイドブックを全戸配布したほか生活習慣病予防のため健康運動指導等に加え、スポーツイベントの開催や市民スポーツ教室による健康づくりも行った。

また、心の健康づくりとしては、ゲートキーパー養成講座の開催や、一人ぐらし高齢者の定期的な訪問、スクールガイダンスを行った。

その他、通学途中の高校生を対象に薬物乱用防止キャンペーンも実施した。しかし、いずれの事業もコロナ禍により規模を縮小しながらの実施となった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間（R4～R8）の取組方針
① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発を行います。	健康課 学校教育課	△	【健康課】 H29～R1年度に赤ちゃんのふれあい体験事業を実施した。 【学校教育課】 性教育やいのちの教育の一環として発達段階に応じて取り組んだ。	△	男女生徒ともに命の大切さや尊さ、自分の健康の大切さを認識できた。 R2、R3はコロナの影響で一部事業を実施できなかった。	新型コロナウイルス感染症により、事業に影響が出ている。教育委員会と協力しながら方法等を検討する。	新型コロナ感染症の状況を見ながら事業を実施する。
② 自己健康管理の意識を持ち、健康の保持・増進に対する意識の啓発を行います。	健康課	◎	・健診未受診者対策、地区健康教室、市民セミナー（講演会）の開催や、健診ガイドブックの全戸配布等の幅広い周知活動を展開し、健康づくりに対する意識啓発を行う。 ・健診結果説明会を開催し、健康づくりに向けた行動変容を促していく。	△	コロナ感染防止に配慮しながら、必要な事業の在り方を見直し実施することができた。	・男性の参加率が低い傾向にある。 ・コロナ禍で直接的な支援が限られた機会の中で、自己健康管理の意識をどう高められるのかが課題である。	あらゆる機会をとらえて、市民の健康の保持増進に関する情報提供と普及啓発に努める。健診未受診者対策や健診ガイドブックの全戸配布により、健診をきっかけとした健康づくりを、個人だけでなく家族や地域を巻き込み働きかける。
③ 生活習慣病予防のための健康づくりを推進します。	健康課	◎	成人の健診や、歯周病検診、健康運動指導を行い、健康づくりの推進を図る。	△	コロナ禍であっても検診受診や適切な健康管理ができるよう今後も支援が必要である。	健診受診後の特定保健指導の利用率・終了率が県より低いこと。また男性の精検受診率が低い傾向にあることも課題である。	タイムリーな利用勧奨と個人通知を行う。SNSやホームページでの発信を強化し健康づくりを支援する。

④ 心の健康づくりをめざし、保健・医療・福祉・教育の総合的施策の展開に努めます。	健康課 高齢福祉課 学校教育課	◎	【健康課】 研修会、ゲートキーパー養成講座の開催。 【高齢福祉課】 一人暮らし高齢者世帯等に対する見守り訪問員による定期訪問の実施。 【学校教育課】 スクールガイダンスプロジェクト事業	△	【健康課】 コロナの影響で一部事業を実施できなかった。新しい生活様式になり、さらにこころの健康づくりが重要になっている。 【高齢福祉課】 異変の早期発見から必要な支援へつなげることができた。 【学校教育課】 すべての学校でガイダンス職員（教育相談員・適応指導補助員等）や学校教育専門員・SSWと連携し、児童生徒の実態に合った教育相談・生徒指導・学習指導を行うことができた。	【健康課】 ゲートキーパー養成数の目標値に達していない。 【高齢福祉課】 継続的に事業周知を図り、見守りを必要とする高齢者への支援を強化する必要がある。 【学校教育課】 適切な配置及び活用がなされているかを学期ごとに評価していく。	【健康課】 R4、5年度に、市職員全員を対象にゲートキーパー養成講座を開催。R6年度以降からは、新規採用職員と未受講者職員を対象に実施する。関係機関との連携や正しい知識の周知啓発に努める。 【高齢福祉課】 定期訪問による高齢者の異変の早期発見・早期対応を図る。 訪問員数 8人 登録者数 200人 【学校教育課】 ガイダンス職員や学校教育専門員・SSWと連携し、児童生徒の実態に合った教育相談・生徒指導・学習指導を行う。
⑤ 女性特有の健康上の問題や女性に多く見られる疾病について情報提供を行い、相談体制を充実します。	健康課	◎	女性特有のがん検診のPRを強化し、受診者の増加を図る。また、健康相談室を開設し、保健師や助産師が相談に対応する。	△	R2年度はコロナ禍で検診受診数が減少したが、R3年度はR1年度まで回復しつつある。今後も検診受診率の向上に取り組むとともに、必要時健康相談ができるよう啓発を行う。	子宮頸がん・乳がん検診受診率の向上のため、正しい知識の周知啓発と、受診しやすい体制づくりが課題である。	補助金を活用し、子宮頸がん検診の個人通知や、41歳到達年齢の女性に乳がん無料クーポン券を送付。託児付きレディース健診の継続。
⑥ 性感染症・エイズ・薬物に対する情報提供と知識の啓発を行います。	健康課 学校教育課	△	【健康課】 置賜保健所と米沢市薬剤師会の協力のもと、通学途中の高校生を対象に薬物乱用防止キャンペーンを実施してきた。 【学校教育課】 保健指導の一環として指導を行った。	△	【健康課】 R2年度以降はコロナ禍により街頭での啓発活動が実施できなかった。 【学校教育課】 すべての学校において、保健指導の計画に沿って実施した。	【健康課】 薬物に対する情報提供と知識の啓発を引き続き図っていく必要がある。 【学校教育課】 今後も継続して計画的な保健指導を行う。	【健康課】 置賜保健所や米沢市薬剤師会と連携し、薬物乱用防止キャンペーンなどを活用し、薬物乱用防止を進めていく。 【学校教育課】 すべての学校で保健指導の一環として指導を行う。

⑦ 関係機関との連携により健康・体力づくりを推進します。	健康課 スポーツ課	◎	【健康課】 米沢市健康づくり推進協議会の開催、同協議会による健康増進事業の意見交換。 【スポーツ課】 ・ランニングクリニック・マラソン大会等の開催 ・FUN+WALK推進事業（ラン&ウォークイベントへの参加・開催） ・市民スポーツ教室（一財）米沢市スポーツ協会主催）	◎	【健康課】 米沢市健康づくり推進協議会のほか、食育推進協議会、市民健康セミナー実行委員会等を設置し、市民の健康づくりの増進に向け連携が図れた。 【スポーツ課】 コロナの影響で一部の事業は実施できなかった。	【健康課】 健康長寿日本一のまち米沢を目指し、健康・体力づくりの取組を推進していく必要がある。 【スポーツ課】 集合型がなじむイベント等は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、実施が難しい場合がある。	【健康課】 米沢市健康づくり推進協議会で、本市の健康・体力づくりの取組や事業について意見をいただき、事業に反映していく。 【スポーツ課】 コロナ禍でも機会を提供できるよう工夫や研究をしていく。
⑧ 高齢者の健康づくりのためのスポーツ活動への参加を促進します。	高齢福祉課 スポーツ課	◎	【高齢福祉課】 高齢者の健康増進を図るとともに、地域社会の交流を目的として、レクリエーション等を実施した。 【スポーツ課】 ・健康・体力づくりに関する情報発信及び機会の提供 ・FUN+WALK推進事業（ラン&ウォークイベントへの参加・開催）	◎	【高齢福祉課】 コロナの影響でR2、R3年度はレクリエーション大会を実施できなかったが、気軽に楽しめる「わなげ」を通じ、高齢者間の交流が図られ健康増進に寄与できた。 【スポーツ課】 H30～R2までは、高齢者に健康づくりに関する情報発信等は行ったものの、機会提供が十分に行えなかった。 R3は、高齢者向けの健康増進セミナーの開催や、参加しやすい環境づくり等を行った。	【高齢福祉課】 コロナ禍によって活動の機会が減少した場合でも、実施方法を工夫するなどして、高齢者の交流の機会を確保する必要がある。 【スポーツ課】 運動や身体を動かすことは、イベント時のみ行うのではなく、日常生活の中で習慣づけていただくことも重要であるため、その点も考慮する必要がある。	【高齢福祉課】 新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めながら、実施方法等を工夫してレクリエーション等を行う。 令和4年度実施予定：老人体育レクリエーション大会、ボッチャ講習会、ワナゲ大会 等 【スポーツ課】 高齢者の手に届きやすい手法での情報発信と、取り組みやすい内容となるよう研究・工夫を重ね、実施していく。
⑨ 高齢者が要介護状態等にならないよう介護予防を推進します。	高齢福祉課	◎	・多様な実施主体による介護予防教室の開催。 ・住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）立ち上げ支援。	◎	H29年度は、介護予防教室のプログラム追加、委託事業所の拡大等を行ったものの、地域における住民主体の継続的な活動にまではつながらなかった。 以降、住民主体の介護予防に資する活動につながるよう、介護予防教室の充実と事業連携を図ることで、コロナ禍の影響はあるものの、介護予防に関する普及啓発・啓蒙、住民主体の活動、通いの場設置を推進することができた。	コロナ禍による活動量減少に伴う心身機能の低下防止を図るため、感染対策を講じたうえで継続的に事業を実施する必要がある。	生活習慣や生活機能の改善に取り組み、高齢者の自立支援、健康寿命の延伸、社会参加を図る。 ①介護予防教室 開催数 262回 参加人数 3,846人 ②シューイチ体操倶楽部 新規設置数 70か所 新規参加者人数 350人

基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制づくり

基本方針 1 1 男女共同参画を推進するための体制の充実を図ります

主な施策 IV-11-(27)推進体制の整備

○実施結果の概要：米沢市男女共同参画推進本部会議は、予定通り実施し進捗状況の確認等を行ってきたが、コロナ禍の影響で県や近隣市町との情報交換の機会が持てなかった。
市職員を対象にした研修会は予定どおり実施出来た。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 市長を本部長とした米沢市男女共同参画推進本部による計画の進行管理を行います。	地域振興課	◎	米沢市男女共同参画推進本部会議を開催し、基本計画の進捗状況の把握、施策推進のための検討を行った。	◎	米沢市男女共同参画推進本部会議を開催し、基本計画の進捗状況の把握、施策推進のための検討を行った。	本部会議には、部長以外にも女性職員が参加するなど、広く意見を聴く機会となっているが、男性の意見を聞く必要がある。	本部会議には、男女問わず様々な立場の職員が参加してもらい、広く意見を聴く機会としていきたい。
② 国・県や近隣市町との情報の交換等、協力・連携を図ります。	地域振興課	△	男女共同参画事業担当者会議 開催日 平成31年4月16日 出席者 15名	△	R2、R3は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年開催される担当者会議が行われず、県や近隣市町との情報交換の機会が得られなかった。	担当者会議以外には、近隣市町との情報交換の機会はほとんどない。	担当者会議の活用はもちろん、積極的に各市町が行うセミナー等についての情報提供等も行っていく。
③ 市職員の男女共同参画についての意識を啓発すると共に、市民や団体等の活動に積極的に参画していきます。	地域振興課	◎	市職員を対象に男女共同参画への理解を深めるため研修会を開催した。	◎	男女共同参画推進に向けて、市職員の理解を促し意識を高める研修会を開催した。	新規採用職員のみでなく、市職員全体や、幹部層への意識啓発も行っていく必要がある。	他課とも連携しながら、広く市職員や市民全体への意識啓発を行っていく。

主な施策 IV-11-(28)市民・地域団体・事業所・大学等との連携

○実施結果の概要：米沢市男女共同参画推進委員会を開催し、施策の推進に関して意見をいただいたほか、基本計画の進捗状況等についてホームページで市民に広く周知した。
山形大学と定期的な情報交換や共同パネル展の実施などの活動は行えたが、女性団体等とのネットワーク形成活動はコロナ禍により取組が進まなかった。

具体的な取組	担当課	過去5年間の実施状況	過去5年間の実施事業の内容	過去5年間の目標達成度	過去5年間の担当課の評価等	今後の課題・改善点	後期5年間(R4～R8)の取組方針
① 市民から成る米沢市男女共同参画推進委員会にこの計画の進捗状況を定期的に報告するとともに、施策の推進に関する提言をしてもらいます。	地域振興課	◎	米沢市男女共同参画推進委員会を開催し、基本計画の進捗状況を報告するとともに、施策の推進に関して意見をいただいた。	◎	基本計画の進捗状況を報告し、施策の推進に関して米沢市男女共同参画推進委員からの確な御意見がいただけ施策に反映させることができたため◎とした。	施策の進捗状況について、男女共同参画推進委員会において、分かりやすく伝える工夫が必要となる。	今後も、市民や有識者の意見を聞き、各種施策に反映させるため、男女共同参画推進委員会を継続して実施する。
② 市民・地域団体・事業所等に対して男女共同参画の趣旨が正しく理解されるよう、意識の啓発や計画の普及を行います。	地域振興課	◎	男女共同参画に関する情報や基本計画の進捗状況について市ホームページに掲載した。	◎	男女共同参画の趣旨が正しく理解されるよう、表や挿絵などを加えホームページに掲載する記事について工夫することができた。	今後改定する男女共同参画基本計画については、SDGsとの関わり等も含めて、市民に分かりやすく伝えられるようまとめ方等を工夫していく必要がある。	改定した男女共同参画基本計画の内容をHP等で分かりやすく伝えるとともに、男女共同参画の趣旨についても、普及・啓発を継続して行う。

③ 女性団体等のネットワークを活かし、協働で活動を展開し、市民が身近に感じる活動の場を広めます。	地域振興課	△	女性団体等と協働で、男女共同参画についての理解を推進する活動を展開した。	△	R3は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ネットワークの形成活動ができなかった。	コロナの影響により、市内女性団体と協働して実施することが難しかったため、女性団体のネットワーク形成活動が停滞してしまった。今後、状況を見てネットワーク形成活動を再開する必要がある。	コロナウイルスの状況も見ながら、市内女性団体と協働して普及・啓発活動等を実施できるよう取組を進める。
④ 大学と相互に情報交換を行い、協働で施策を推進します。	地域振興課	◎	山形大学男女共同参画推進室と相互に情報交換を行い、協働で男女共同参画に関するパネル展を実施した。	◎	大学における男女共同参画事業の計画や実施状況について情報交換を行った。	情報交換がより円滑に進むよう、男女共同参画推進委員会等の機会を活用する必要がある。	男女共同参画推進委員会への大学関係者参加を継続して依頼するとともに、互いが実施するセミナー等の相互参加等も進める。